平成２８年（フ）第２０８号
愛媛県松山市竹原３丁目１番18号　福寿マンション102号　（破産手続開始決定時の住所　愛媛県松山市三番町８丁目354番地５　ホワイトコーポ2701号）
破産者　玉井　洪矣
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８３号
埼玉県坂戸市元町20番７号
破産者　河合美栄子
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４８号
愛媛県松山市北条辻810番地２
破産者　竹田　　聡
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３７号
愛媛県伊予郡松前町大字横田328番地４
破産者　町田　　徹
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３５号
佐賀県神埼市千代田町境原759番地
破産者　永原仏壇製作所こと　永原　國繁
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３３号
佐賀県鳥栖市田代外町1513番地12　セジュール紅葉Ⅱ208
破産者　山田　大輔
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２７２号
熊本市東区長嶺南２丁目８番45号、住民票上の住所熊本市東区平山町3634番地54
破産者　信國　幸照
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１４号
鹿児島県鹿児島市小山田町62番地（13号）
破産者　木山　裕一
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２５４号
鹿児島県鹿児島市小山田町62番地13号
破産者　木山由紀子
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第６０号
鹿児島県大島郡天城町大字平土野33番地２
破産者　杉山　久志
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

免責許可決定

平成２９年（フ）第１２４号
埼玉県入間市宮寺4076番地２　カメリアⅢ103
破産者　宮坂　敏行
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２１５号
埼玉県川越市清水町15番地３（第２清風荘103号室）、前住所埼玉県川越市大字寺尾840番地５（ハイツ寺尾Ａ号棟208号室）
破産者　千葉　　進
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３４９号
埼玉県坂戸市伊豆の山町16番地４　高田マンション106号室、開始決定時の住所埼玉県坂戸市泉町２丁目16番地８　フローレス富士見208号室
破産者　沼田　榮子
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３５０号
埼玉県坂戸市伊豆の山町16番地４　高田マンション106号室、開始決定時の住所埼玉県坂戸市泉町２丁目16番地８　フローレス富士見208号室
破産者　沼田　直子
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３５１号
埼玉県飯能市大字双柳1495番地46、前住所埼玉県狭山市新狭山２丁目14番地の１　チュリス新狭山501
破産者　岩城　貴幸
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３５２号
埼玉県飯能市大字双柳1495番地46、前住所埼玉県狭山市新狭山２丁目14番地の１　チュリス新狭山501
破産者　岩城　　薫
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３５４号
埼玉県川越市新宿町６丁目８番地８（第２静和荘202号室）
破産者　鶴田　　進
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３５６号
埼玉県川越市南大塚６丁目26番地16
破産者　田中　　誠
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３５９号
埼玉県ふじみ野市上福岡１丁目８番16号　新井ビル307
破産者　ペレイラ　ジェランジー　エウジェニオ
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３６０号
埼玉県川越市南台３丁目６番地15（和光マンション202号室）
破産者　金子　正経
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３６７号
埼玉県所沢市松葉町９番11－203号　マンショントミタ、前住所埼玉県所沢市西狭山ケ丘１丁目3098番地の１　セントラルハイツ102
破産者　姫路　　勉
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部